

平成26年3月

お客さま各位

武州ガス株式会社

ガス料金等に係わる消費税等の改定のお知らせ

日ごろは武州ガスをご利用賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社は、関東経済産業局長に対し、「ガス料金等に係わる消費税の改定」、「地球温暖化対策のための税の導入に伴うガス料金の改定」を主な内容とする供給約款および選択約款の変更等について届出を行いました。変更内容について以下のとおりご案内させていただきます。

【消費税率の改定に伴う料金の改定について】

平成26年4月1日から消費税が5%から8%に引き上がることに伴う、ガス料金等に係わる消費税について、次の基準で消費税率を運用のうえ算定・請求させていただきます。

●ガス料金について

- 平成26年3月31日以前から継続してガスをご利用いただいているお客さま
 - ・平成26年4月30日までの検針分のガス料金は経過措置として5%の税率を適用します。
 - ・平成26年5月1日以降の検針分のガス料金より8%の税率を適用します。
- 平成26年4月1日以降新たにガスをご利用いただくお客さま
 - ・平成26年4月1日以降検針分のガス料金より8%の税率を適用します。

●警報器リース代について

- 平成25年9月30日以前に警報器リース契約を結んだお客さま
 - ・リース期限満了日まで、経過措置として5%の税率を適用します。
- 平成25年10月1日以降に警報器リース契約を結んだお客さま
 - ・平成26年4月分の警報器リース代から8%の税率を適用します。

弊社は、今後とも経営効率化を推進するとともに、保安の確保、安定供給体制の充実、お客さまサービスの向上に努め、お客さま、地域社会の皆さまから信頼され選択していただける企業を目指してまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

武州ガス株式会社

本 社 TEL 049-241-9000(代表)
料金グループ TEL 049-241-9015(直通)
(平日 8:30~17:15)

【地球温暖化対策のための税導入に伴う料金の改定について】

「地球温暖化対策のための税」として石油石炭税に課税の特例が導入されたことに伴い、ガス料金を改定し、平成26年8月1日以降の検針分から供給約款および選択約款のガス料金を**1㎡当たり0.43円（消費税込）**を加えて算定させていただきます。当社における標準的なご家庭（1か月34㎡ご使用）への影響額はプラス14円（消費税込）となります。

平成24年10月1日より「地球温暖化対策のための税」として石油石炭税の特例が導入され、平成28年4月まで合計3回に分けて、段階的に税率が引き上げられることになっております。

地球温暖化対策のための「石油石炭税」課税の特例（段階的措置）

課税対象	平成19年4月1日 ～ 平成24年9月30日	平成24年10月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～
LNG・LPG 国産天然ガス [1t当たり]	1,080円	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)

当社がお客さまにお届けするガスは、LNG、LPG、国産天然ガスを原料としており、すでに平成24年10月にはこれらの「ガス状炭化水素」に対する税率が1トン当たり260円上乗せになりました。

●料金表（単位料金）の変更

■供給約款

1㎡につき0.43円（税込：税率8%）を基準単位料金に上乗せいたします。

■選択約款

供給約款と同様に、1㎡につき0.43円（税込：税率8%）を基準単位料金に上乗せいたします。

【地球温暖化対策のための税について】

低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネ対策をはじめとする地球温暖化対策（エネルギー起源CO₂排出抑制対策）を強化するため、平成24年10月1日から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されます。

具体的には、石油・天然ガス・石炭といったすべての化石燃料の利用に対して、環境負荷（CO₂排出量）に応じて広く負担を求めるものです。（環境省のホームページより）